

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

(基本情報)

地方公共団体名	新座市
事業計画名	新座市ゼロカーボンシティ重点対策加速化事業
事業計画の期間	令和5年度から令和9年度まで

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

地球温暖化やそれに伴う気候変動は新座市にも大きな影響をもたらしており、集中豪雨や猛暑日の増加・熱中症搬送車数の増加などの被害が確認されている。市ではこれまで「新座市エコライフデー」の実施、公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入、公共交通の利用促進などを図り、環境にやさしい暮らしの推進と実践を進めてきた。

さらに本市では、令和4年（2022年）5月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、温室効果ガス排出量の削減や省エネルギー対策など更なる取組をする必要がある。

そこで、市民・事業者・市が一体となって、地球温暖化の防止に努め、更なる環境にやさしいまちの実現に向けた取組を展開し、市内全域で脱炭素事業を推進していく。

また現在、新座市は令和5年度を開始期間とする第3次新座市環境基本計画（地方公共団体実行計画区域施策編を内包したもの）を策定中である。この地方公共団体実行計画内においても、政府の温室効果ガス削減目標である2030年度までに温室効果ガス46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦する同様の目標を明記している。

この計画は市の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を定めるものであり、この計画で定める実施すべき事業をPDCAサイクルを用いて、計画的に実行性が担保された事業の推進を図ることで、地域の脱炭素を達成する。

(参考)【新座市環境指標】

環境指標

指標	基準値 平成25年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)
市域における温室効果ガス排出量	754.1千t-CO ₂	618.4千t-CO ₂ (※令和元年度)	377.1千t-CO ₂
市の事務及び事業の実施に伴う温室効果ガス排出量	11,604t-CO ₂	10,448t-CO ₂	5,802t-CO ₂
公用車における電動車の導入率	2.1%	5.2%	100%
公共施設の再生可能エネルギー導入量(累計)	136.317kW	271.997kW	440.12kW

※本章の温室効果ガス排出量に関する目標年度については、パリ協定の趣旨や国の地球温暖化対策計画に即した観点により設定したため、令和12年度（2030年度）となっている。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

計画名称：第4次新座市地球温暖化対策実行計画【事務・事業編】

改定年月：令和5年（2023年）3月予定

期間：令和5年度（2023年度）～令和12年（2030年度）の8年間

目標：令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で50%削減

取組内容：再生可能エネルギーの利用促進

建物の省エネルギー化の促進

環境にやさしい移動手段の促進

計画名称：新座市地球温暖化対策地域推進計画（第3次新座市環境基本計画第5章）
 改定年月：令和5年（2023年）3月予定
 期間：令和5年度（2023年度）～令和12年（2030年度）の8年間
 目標：市域から温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で令和12年度（2030年度）までに46%削減することを目指す。さらに削減量50%の高みに向け、挑戦を続けていく
 取組内容：省エネルギー対策の推進
 脱炭素型エネルギー利用に向けた取組
 環境にやさしいまちづくりの推進
 ごみの発生抑制、再使用、再資源化に向けた取組
 二酸化炭素の吸収源対策

部門別目標：下記表のとおり

温室効果ガス排出量の将来推計結果

区分	項目	温室効果ガス 排出量 (千t-CO ₂)	削減率
基準年度	平成25年度(2013年度)の排出量	754.1	—
目標年度	現状維持ケース(BAU)	-116.7	15.5%
	追加的な施策の展開による削減量	-219.1	29.0%
	産業部門における対策	-12.5	1.7%
	業務その他部門における対策	-9.5	1.3%
	家庭部門における対策	-20.7	2.7%
	運輸部門における対策	-30.8	4.1%
	分野横断的な対策	-145.5	19.3%
	削減見込量の合計	335.7	44.5%
	令和12年度(2030年度)の排出量推計	418.4	—

部門別の目標値は、現状維持ケース（BAU）による削減と追加的な施策の転換による削減を加味した（上表のとおり）、44.5%の削減見込みとなるが、国の計画と整合を図るために、市では、今後、更なる追加的な施策を展開していくことで、市域の温室効果ガス排出量の削減目標を「46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」とした。

（3）促進区域

※ 新座市は促進区域の設定をしていません。

2. 重点対策加速化事業の取組

（1）本計画の目標

（1）で記載したとおり、実行計画における2030年度温室効果ガス排出量削減目標【事業50%】、【地域推進計画・46%を目指し、50%の高みに向け挑戦を続ける】を達成するため、本計画では、公共施設の省エネ化及び市民への補助事業を軸として実施計画を策定した。

- ・この目標を達成するための一般財源を用いた事業
 - 電気自動車の急速充電器整備（公用車用及び市民用）
 - 保健センターに太陽光発電パネルの設置
 - 小中学校及び市第二庁舎のLED化
 - 市民向けにごみ分別アプリの配備
 - 生ごみ処理機の市民向け補助
 - 既に太陽光発電パネルを設置している市民、事業者に対する後付け蓄電池の補助

- ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」を活用した事業
公用車における電気自動車を3台導入

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)
国の計画目標でもある令和12年(2030年)までに温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する指標を受け、本市では令和5年度を開始期間とする第4次新座市地球温暖化対策実行計画【事務・事業編】においても計画内で、令和12年(2030年)における温室効果ガス削減量を2013年度比で50%削減を掲げている。この目標を達成するため、計画の中で重点取組項目を設定しており、この項目の中で、今回の事業計画にも盛り込んだ事業を予定している。

具体的には、市の平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量は11,604t-CO₂であり、目標である削減率50%を達成するには、2030年度までに5,802t-CO₂削減する必要があり、削減のため、重点対策加速化事業を活用し、下記に記載した事業及び目標の達成を行うものとする。

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	1,740トン-CO ₂ 削減／年
②再生可能エネルギー導入目標	2,244kW
(内訳) <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・中水力発電設備 ・バイオマス発電設備 	2,244kW kW kW kW
③その他地域課題の解決等の目標	<ul style="list-style-type: none"> ●国の地球温暖化対策計画の目標達成のため、事業効率性の良い太陽光発電設備補助に力を入れる。また、市単独での蓄電池補助も行うことで、太陽光発電設備の普及・維持を目指す。 ●市民補助については、非LED照明からLED照明への買換えの場合には、調光制御機能を伴わなくとも補助する市単独事業を実施するとともに、地元の事業者の活用をすることで、市内経済の活性化を目指す。 ●市が今後行う環境政策について、市民モニター制度を導入することで、市民目線の立場から脱炭素施策を行うことで、市民・事業者・市が一体となった事業を実施することができる。
④総事業費	15億5,168万2千円 (うち交付対象事業費9億9,214万4千円)
⑤交付限度額	5億2,341万1千円
⑥交付金の費用効率性	18千円／トン-CO ₂

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 市民向け蓄電池補助 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 事業者向け蓄電池補助 公共施設への蓄電池設備の導入	(2施設、19.2kW) (20件、100kW) (20件、100kWh) (5件、100kW) (5件、100kWh) (2件、22.4kWh)
令和6年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	(4施設、57.6kW)

	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 市民向け蓄電池補助 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 事業者向け蓄電池補助 公共施設への蓄電池設備の導入	(43件、215kW) (50件、250kWh) (12件、240kW) (6件、120kWh) (4施設、44.8kWh)
令和7年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 市民向け蓄電池補助 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 事業者向け蓄電池補助 公共施設への蓄電池設備の導入	(5施設、76.8kW) (43件、215kW) (50件、250kWh) (12件、240kW) (6件、120kWh) (5施設、56kWh)
令和8年度	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 市民向け蓄電池補助 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 事業者向け蓄電池補助 公共施設への蓄電池設備の導入	(2施設、70.4kW) (43件、215kW) (50件、250kWh) (12件、240kW) (6件、120kWh) (2施設、22.4kWh)
令和9年度	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 市民向け蓄電池補助 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 事業者向け蓄電池補助	(43件、215kW) (50件、250kWh) (12件、240kW) (6件、120kWh)
合計	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 市民向け蓄電池補助 太陽光発電設備の事業者向け間接補助事業 事業者向け蓄電池補助 公共施設への蓄電池設備の導入	(13施設、224kW) (192件、960kW) (220件、1,100kWh) (53件、1,060kW) (29件、580kWh) (13施設、145.6kWh)

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

令和5年度	公共施設への高効率空調機の導入 公共施設への高効率照明器(LED)の導入	(6施設) (10施設)
令和6年度	公共施設への高効率空調機の導入 公共施設への高効率照明器(LED)の導入	(2施設) (1施設)
令和7年度	公共施設への高効率照明器(LED)の導入	(1施設)
令和8年度	公共施設への高効率照明器(LED)の導入	(2施設)
合計	公共施設への高効率空調機の導入 公共施設への高効率照明器(LED)の導入	(8施設) (14施設)

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和5年度	高効率空調機器の市民向け間接補助事業 高効率空調機器の事業者向け間接補助事業 高効率照明器(LED)の事業者向け間接補助事業	(18台) (5台) (7台)
令和6年度	高効率空調機器の市民向け間接補助事業 高効率空調機器の事業者向け間接補助事業 高効率照明器(LED)の事業者向け間接補助事業	(17台) (5台) (6台)

令和 7 年度	高効率空調機器の市民向け間接補助事業 高効率空調機器の事業者向け間接補助事業 高効率照明器（LED）の事業者向け間接補助事業	(17台) (5台) (6台)
令和 8 年度	高効率空調機器の市民向け間接補助事業 高効率空調機器の事業者向け間接補助事業 高効率照明器（LED）の事業者向け間接補助事業	(17台) (5台) (6台)
令和 9 年度	高効率空調機器の市民向け間接補助事業 高効率空調機器の事業者向け間接補助事業 高効率照明器（LED）の事業者向け間接補助事業	(17台) (5台) (6台)
合計	高効率空調機器の市民向け間接補助事業 高効率空調機器の事業者向け間接補助事業 高効率照明器（LED）の事業者向け間接補助事業	(86台) (25台) (31台)

（3）事業実施における創意工夫

- ①太陽光発電設備の設置に関しては、埼玉県が日照率日本一であるという特性を活かし、市域においては、補助制度を活用し設置率を高めていくとともに、公共施設においては、電気消費量が多いところから PPA 事業による太陽光発電設備（蓄電池含む）の設置を行い、効率的に消費電力の削減を行う（大規模改修工事等の予定がある小中学校は、やむを得ず太陽光発電設備や LED 照明以外の設備導入も対象となる他の交付金を活用する予定）。
- ②5年の事業計画期間内に公共施設、市内戸建て住宅及び事業所に対し、2MW以上の太陽光発電設備を設置することで、市域内で大幅な再生可能エネルギーの活用が可能となる。
- ③間接補助については、市民のみでなく、事業者にも補助を行うことで、市民・事業者・市が一体となる形での脱炭素意識の醸成が可能となる。また、市民・事業者向けの補助には、重点対策加速化事業補助金に加え、市からの補助も加え、より手厚く補助を行うことで、市のゼロカーボンシティ・GXに対する本気度を示すことができる。
- ④また、間接補助の際は、市内の登録業者の活用を条件とすることにより、地元事業者と適切な連携を構築した上、市内事業者の育成・地域産業振興を図ることで、市民・事業者・市が一体となる形で市域の脱炭素化が可能となる。
- ⑤また、新座市商工会を通じて市内事業者に対し、ゼロカーボン・GXに関するアンケートを実施した結果を踏まえ、国の補助と並行して市単独の補助事業として、非LED照明から調光制御機能を伴わないLED照明への買換えの場合（市民向けに限る。）及び蓄電池を後付けする場合での補助も実施する。
- ⑥再エネ・省エネ設備の設置登録業者の募集活動を大規模に行いつつ、補助制度の周知も同時にを行うことで、補助制度のPR効果を増大させる。事業開始に向け、補助要綱の策定や補助の手続きの整備を早急に行う。

（4）事業実施による波及効果

- ①太陽光発電設備設置費補助金事業及び蓄電池補助の実施【市民・事業者向け】
太陽光発電設備の設置を市が全面的に後押しするための補助事業を5年間行うことで、市内のCO₂削減効果に寄与することと併せて、発電設備に付随する蓄電池に関しても補助制度を設けることにより、被災した際の緊急時の電源にも使用することができる。
- ②高効率空調機・LED照明設置費補助金事業の実施【市民・事業者向け】
太陽光発電補助に付随して、高効率空調機・LED照明に関して、補助を出すことにより、民間部門の脱炭素を加速させることができる（LED照明設置費補助は事業者限定）。
- ③蓄電池単体補助事業の実施【市民・事業者向け】
蓄電池単体での設置は国の補助の対象外で本補助は全額、市の負担となるが、新座市商工会を通じて市内事業者にアンケートを実施したところ、既に率先して太陽光発電設備を導入している市民や事業者への配慮について要望があったことから、同じ条件で補助制度を設け、費用の全額を市が負担する。

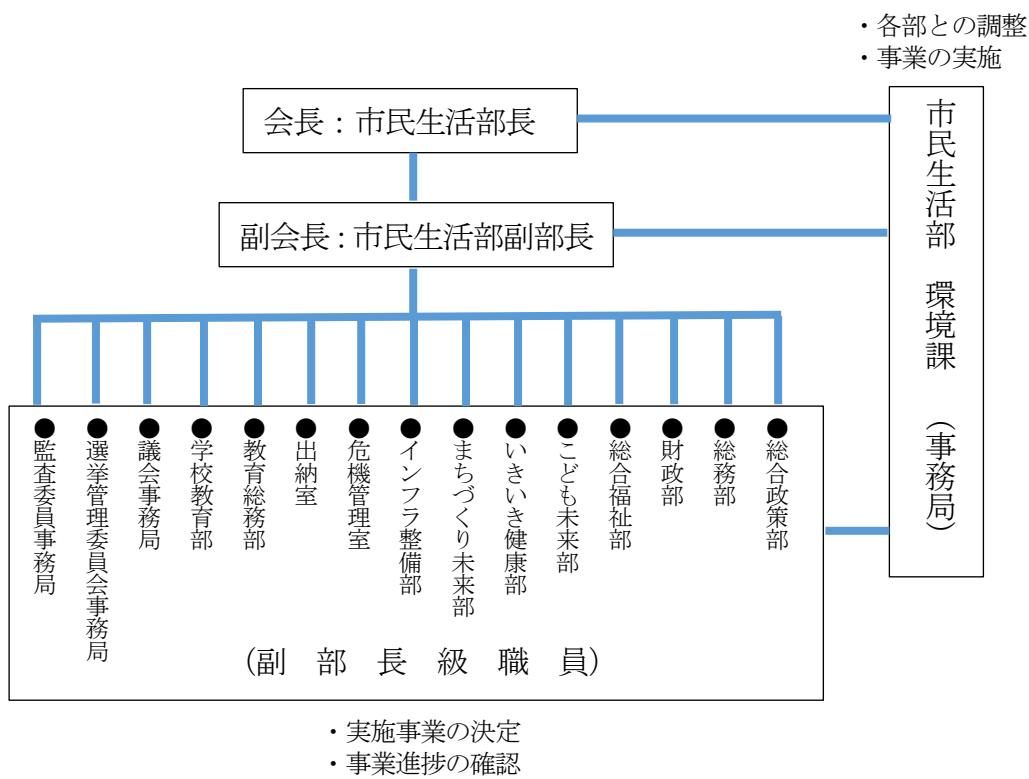
上記の補助金事業を実施することと並行して、現在市では市内駅前や市庁舎、市内公共施設に政府の計画目標であるゼロカーボンに係る横断幕の掲示を行っている。これにより、市内外問わず、ゼロカーボンに係る意識の啓発を行うことで、市内に留まらない広い範囲での脱炭素意識の醸成を行うことができる。

(5) 推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

本市では、市民生活部環境課が主管となり、府内各部局との連携及び調整を行っていく。また実施事業の決定及び事業の進捗管理を行うため、府内副部長級職員で構成された「新座市ゼロカーボンシティ府内推進会議」（プロジェクトチーム）を設置し、府内での合意形成及び事業の推進を行っていく。これにより、事業の方向性が乱れることなく、進めていくことが可能となっている。

推進体制イメージ図



②地方公共団体外部との連携体制

ゼロカーボンシティの達成には、様々な省エネ事業の研究及び情報共有が必要であるため、横浜市を会長とする「ゼロカーボンシティ市区町村協議会」に加盟し、情報の共有・確認を行っている。

3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 新座市財政力指数 0.871

(2) 地域特例

該当地域：なし
対象事業：なし